

リスクアセスメント、化学物質情報入手に係るアンケート結果等（注）

「化学物質に係るリスクアセスメントの実施状況に関するアンケート」集計結果

「化学物質の情報を入手する方法とその内容についてのアンケート」集計結果

ヒアリング結果（日本ケミカルデータベース株式会社）

（注）平成21年度厚生労働省委託「化学物質情報の提供方法の検討報告書」（中央労働災害防止協会）より

アンケート結果——1

「化学物質に係るリスクアセスメントの実施状況に関するアンケート」集計結果

1 調査目的

事業者が化学物質による労働者ばく露防止対策を講じる際に有効な利便性に優れた情報提供のあり方等について調査・検討するための基礎資料として、事業者の現状について調査する。

2 調査対象

平成19年、20年に実施した化学物質管理者研修の参加者が所属する2,695事業場から500事業場を無作為抽出

3 調査時期

平成21年5月25日～6月10日（到着分）

4 調査方法

郵送によるアンケート用紙送付、郵送又はファクスによる回答

5 回収結果

有効回答数：221事業場 回収率：44.2%
うち労働者数300人未満の事業場数：162事業場（73.3%）

6 調査結果の概要

別紙のとおり

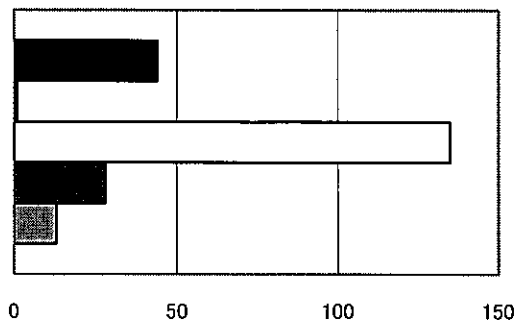
調査結果の概要

1 化学物質の製造・取扱状況

(設問1)

貴事業場における化学物質の製造又は取扱状況について教示ください。

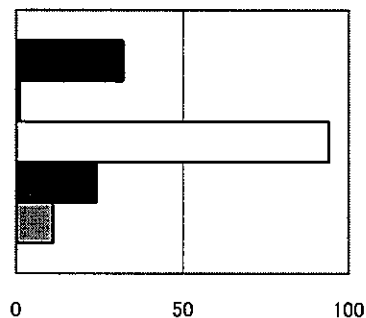
No.	項目	回答数	割合
1	製造・取扱	44	20%
2	製造のみ	1	0.5%
3	取扱のみ	135	61%
4	製造・取扱なし	28	13%
—	無回答	13	6%
合計		221	



(計 221) - (製造・取り扱いなし 28) = 193 (無回答含む)

事業規模 300 人未満の回答

No.	項目	回答数	割合
1	製造・取扱	32	20%
2	製造のみ	1	1%
3	取扱のみ	94	58%
4	製造・取扱なし	24	15%
—	無回答	11	7%
合計		162	



(計 162) - (製造・取り扱いなし 24) = 138 (無回答含む)

設問1 化学物質の製造又は取り扱い状況について

製造・取扱がないと回答した 28 事業場を除く 193 事業場のうち、135 事業場 (70%) が化学物質の取扱のみの事業場であった。

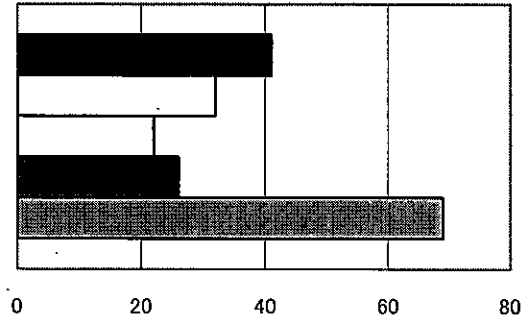
300 人未満の事業場 (以下「中小規模事業場」) においても、138 事業所のうち、94 事業場 (68%) と半数以上が化学物質の取扱のみであった。

(設問 1 - 2)

1. 貴事業場で製造又は取り扱っている化学物質の総数※1についてお答えください。

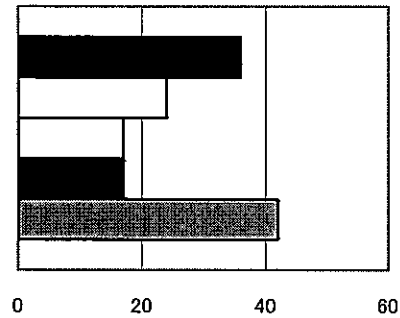
(※1：混合物については、構成する成分の数をお答えください。)

No.	項目	回答数	割合
1	1～9	41	21%
2	10～29	32	17%
3	30～49	22	11%
4	50～100	26	13%
5	100以上	69	36%
-	無回答	3	2%
合計		193	



事業規模 300 人未満の回答

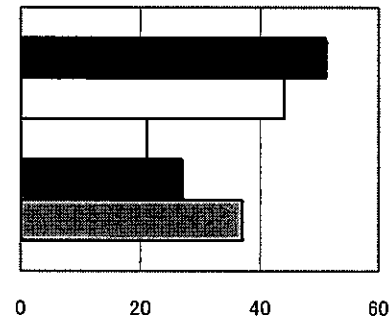
No.	項目	回答数	割合
1	1～9	36	26%
2	10～29	24	17%
3	30～49	17	12%
4	50～100	17	12%
5	100以上	42	30%
-	無回答	2	1%
合計		138	



2. 上記のうち、MSDS 対象物質※2の数をお答えください。

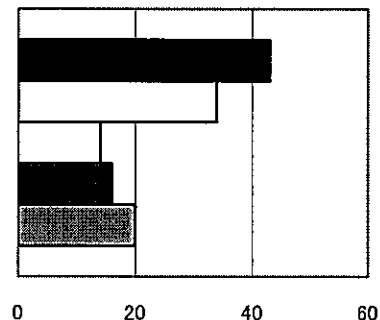
(※2：労働安全衛生法施行令別表第9に規定する名称等を通知すべき危険物及び有害物。)

No.	項目	回答数	割合
1	1～9	51	26%
2	10～29	44	23%
3	30～49	21	11%
4	50～100	27	14%
5	100以上	37	19%
-	無回答	13	7%
合計		193	



事業規模 300 人未満の回答

No.	項目	回答数	割合
1	1～9	43	31%
2	10～29	34	25%
3	30～49	14	10%
4	50～100	16	12%
5	100以上	20	14%
-	無回答	11	8%
合計		138	



設問 1 - 2 製造又は取り扱っている化学物質の総数及び MSDS 対象物質数について

製造又は取り扱う化学物質数が 50 以上ある事業場の割合が 49% (中小規模事業場は 33%)、MSDS 対象物質数が 50 以上ある事業場の割合は 33% (中小規模事業場は 26%) であった。

2. リスクアセスメントの実施状況

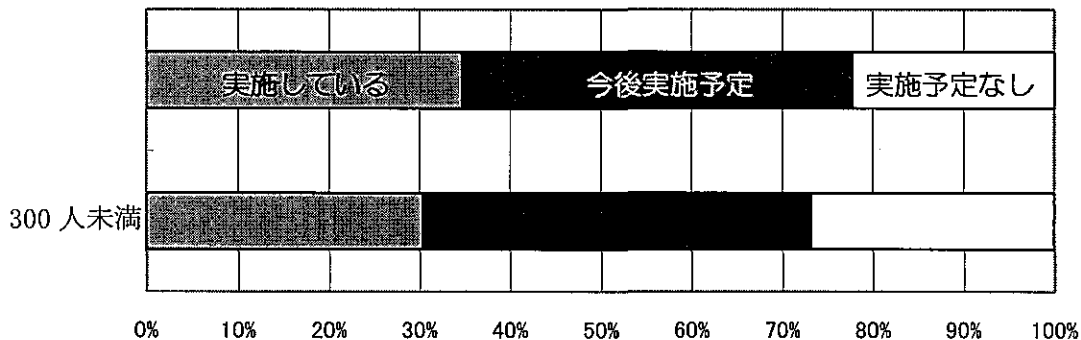
(設問2)

貴事業場において、リスクアセスメント※を実施していますか？

(※ 労働安全衛生法第28条の2に基づく、事業者が行う危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講じること。)

No.	項目	回答数	割合
1	実施している	67	35%
2	現在は実施していないが、今後実施する予定である。	83	43%
3	実施していない、今後も実施する予定はない。	43	22%
—	無回答	0	0%
合計		193	

設問1で1~3の選択者：(180)
設問1の無回答者：(13)



事業規模 300 人未満の回答

No.	項目	回答数	割合
1	実施している	42	30%
2	現在は実施していないが、今後実施する予定である。	59	43%
3	実施していない、今後も実施する予定はない。	37	27%
—	無回答	0	0%
合計		138	

設問1で1~3の選択者：(127)
設問1の無回答者：(11)

設問2 リスクアセスメント実施状況について

リスクアセスメントを実施している割合は、全事業場で35%（中小規模事業場30%）であるが、今後実施する予定まで含めると、78%（中小規模事業場73%）となり、3分の2以上の事業場が、リスクアセスメントの実施に積極的である。

一方、今後も実施する予定がない事業場が、全事業場で22%、中小規模場で27%と、4分の1程度あった。

3. リスクアセスメントの実施内容

【設問3-1から3-3までは、前記設問2で「1」と回答された事業場にお尋ねします。】

(設問3-1) リスクアセスメントを実施するに当たって、採用している方法はどのようなものですか？

No.		回答数	割合
1	労働安全衛生法 28 条の 2 に基づく国のリスク指針 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」	42	57%
	(1) マトリクス方式(指針 9(1)アで定める方法)	8	19%
	(2) 数値化による方法 (指針 9(1)イで定める方法)	23	55%
	(3) 枝分かれ図 (リスクグラフ) を用いた方法 (指針 9(1)ウで定める方法)	0	0%
	(4) 化学物質等による有害性に係るリスクの定性的評価方法 (指針 9(2)イで定める方法)	5	12%
	無回答	6	14%
2	JISHA (中災防) 方式の化学物質の使用により生じる 健康影響リスクアセスメント	9	12%
3	(社)日本化学工業協会 (日化協) のリスクマネージャー(Risk Manager)	1	1%
4	コントロール・バンディング※	3	4%
	(1) 英国 (HSE)	1	33%
	(2) ドイツ (BAuA)	0	0%
	(3) EU	0	0%
	(4) その他	2	67%
	無回答	0	0%
5	自社独自方式	14	19%
-	その他	3	4%
-	無回答	2	3%
合計		74	

※コントロール・バンディングとは、ILO (国際労働機関) が公表している、有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するために、簡単で実用的なリスクアセスメントを使用した化学物質の管理手法のことで、とりわけイギリスやドイツなどEU域内で普及しているものです。

設問2で「1」の選択者：(67)

◆複数回答者：(5)

うち2つ回答している：(4)、4つ回答している：(1)

事業規模 300 人未満の回答

No.		回答数	割合
1	労働安全衛生法 28 条の 2 に基づく国のリスク指針 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」	26	59%
	(1) マトリクス方式(指針 9(1)アで定める方法)	3	12%
	(2) 数値化による方法 (指針 9(1)イで定める方法)	15	58%
	(3) 枝分かれ図 (リスクグラフ) を用いた方法 (指針 9(1)ウで定める方法)	0	0%
	(4) 化学物質等による有害性に係るリスクの定性的評価方法 (指針 9(2)イで定める方法)	3	12%
	無回答	5	19%
2	JISHA (中災防) 方式の化学物質の使用により生じる 健康影響リスクアセスメント	3	7%

3	(社)日本化学工業協会(日化協)のリスクマネージャー(Risk Manager)	1	2%
4	コントロール・バンディング※	2	5%
	(1) 英国 (HSE)	0	0%
	(2) ドイツ (BAuA)	0	0%
	(3) EU	0	0%
	(4) その他	2	100%
	無回答	0	0%
5	自社独自方式	9	20%
-	その他	2	5%
-	無回答	1	2%
合計		44	

※コントロール・バンディングとは、ILO（国際労働機関）が公表している、有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するために、簡単で実用的なリスクアセスメントを使用した化学物質の管理手法のことで、とりわけイギリスやドイツなどEU域内で普及しているものです。

設問2で「1」を選択した人数：(42)
 ◆複数回答者：(2)
 うち2つ回答している：(2)

設問3-1 リスクアセスメントの方法について

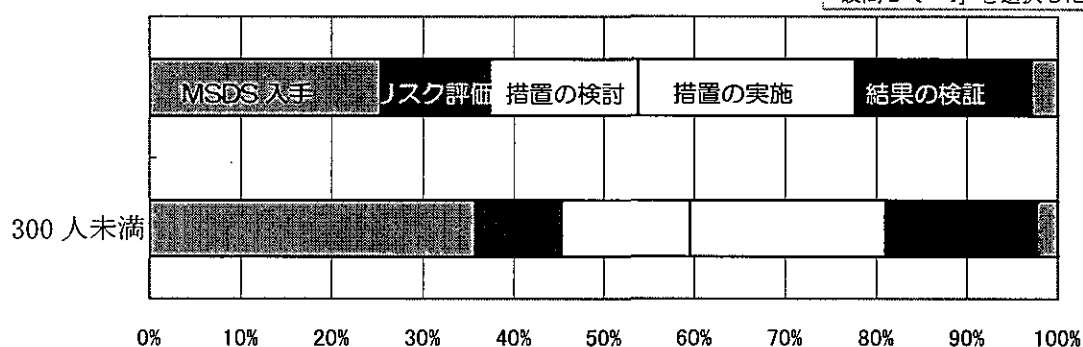
リスクアセスメントを実施するに当たって、採用している方法の内訳は、全事業場、中小規模事業場とも、半数以上が労働安全衛生法28条の2に基づく国のリスク指針（以下「リスクアセスメント指針」）に基づく方法であり、さらにその半数が、数値化による方法（リスクアセスメント指針9(1)イで定める方法）であった。

次いで、自社独自方式を採用している事業場が19%、JISHA（中災防）方式の化学物質の使用により生じる健康影響リスクアセスメント手法の採用は12%（中小規模事業場7%）であった。

(設問 3-2) 貴事業場におけるリスクアセスメントの実施に当たっては、どの段階まで実施していますか？

No.	項目	回答数	割合
1	MSDS を作成又は入手するところまで。	17	25%
2	MSDS 等に基づき、リスクの見積もり (評価) まで。	8	12%
3	MSDS 等に基づき、リスクの見積もり (評価) 及び措置の検討まで。	11	16%
4	MSDS 等に基づき、リスクの見積もり (評価) 及び措置の実施まで。	16	24%
5	リスクの低減措置後の結果の検証まで。	13	19%
—	無回答	2	3%
合計		67	

設問 2 で「1」を選択した人数：(67)



事業規模 300 人未満の回答

No.	項目	回答数	割合
1	MSDS を作成又は入手するところまで。	15	36%
2	MSDS 等に基づき、リスクの見積もり (評価) まで。	4	10%
3	MSDS 等に基づき、リスクの見積もり (評価) 及び措置の検討まで。	6	14%
4	MSDS 等に基づき、リスクの見積もり (評価) 及び措置の実施まで。	9	21%
5	リスクの低減措置後の結果の検証まで。	7	17%
—	無回答	1	2%
合計		42	

設問 2 で「1」を選択した人数：(42)

設問 3-2 リスクアセスメント実施段階について

「MSDS を作成又は入手するところ」までで止まっている割合が、全事業場の 25% に比べ、中小規模事業場では、36% とその割合が多い。

しかしながら、「リスクの低減措置後の結果の検証まで」実施している割合が全事業場 19%、中小規模事業場 17% と大きな差は生じていない。